

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勤務地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
東ティモール	オエウジ港緊急改修計画のため の贈与に関する日本国政府と東 ティモール民主共和国政府との 間の交換公文	オエウジ港緊急改修計画を実施するために必要な生産 物及び役務の購入	1,175,000千円 H26.11.30まで	H22.12.14 デイリデ (H23.3.10)	日本側 北原蔵男在東ティ モール大使 側 ザカリア ス・アルバスノ・ダ・コス タ外務大臣	H23.4.5 137号
東ティモール	第二次ベモスーデイリ給水施設 緊急改修計画のための贈与に関 する日本国政府と東ティモール 民主共和国政府との間の交換公 文	第二次ベモスーデイリ給水施設緊急改修計画を実施す るために必要な生産物及び役務の購入	272,000千円 H26.5.31まで	H23.1.31 デイリデ (H23.3.25)	日本側 中嶋敏在東ティモ ール臨時代理大使 アルベ スト・シヤウイエル・ペレ イラ・カルロス外務副大 臣	H23.4.5 138号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。